

社員紹介コーナー

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

[今月号でご紹介する社員は、塙原仁人です。]

平成10年の10月に入社し、今月で13年目を迎えました。ふと社内を見渡すと、私の入社時と比べ結構社員が増えており同時に私自身の体重も相当増えていることに気付き、改めて会社と自分のお腹の成長を感じました。今後は少しお腹を引き締め、お客様の笑顔を見るため、今まで以上に頑張りたいと思います。



塙原 仁人
入社13年目

社員からのコメント

内田：私の直属の上司で、業務の指導・チェックを含め大変お世話になっています。

私も塙原課長の決算のチェックをさせて頂いていますが、ほとんど間違いの無い素晴らしい仕事をされている方です。

森武：課長職以外にも全体会議の進行をしたり外部団体に所属されたり、とても忙しく頑張られています。先日の長崎くんちでも、裏方としてとても活躍されました。

内藤：入社以来、様々な業務を教えていただいている、私にとって永田会計での先生のような存在です。何事にも手を抜かず、誰からも厚い信頼を受けられています。毎日帰社時間が遅いので、たまには早く帰ってきて下さいね。

ご案内

～平成22年経費削減セミナー開催～

日時：平成22年11月18日（木） 13:30～15:30

場所：永田会計ビル4F セミナー室



経費削減で財務改善！

内容：
～経費削減のポイント～

厳しい経済情勢・経営環境を切り抜けるための、“目からうろこ”

の経費削減の様々な手法を余すことなく、ご説明いたします。



セミナーの詳細・申込要項等詳細は、11月5日（金）送信予定の「セミナーのご案内」にて、ご案内します。

マイカー・自転車通勤者の通勤手当と注意点

マイカー・自動車通勤者の通勤手当

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税（所得税が課税されない非課税所得）となっています。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1ヶ月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さです。）に応じて、次の用に定められています。

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの限度額
2キロメートル未満	全額課税
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円



1ヶ月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。

○ 通勤手当と消費税

通勤手当は、通常、公共交通機関等を利用した実費相当額の支給となる為、消費税法上の課税仕入等に該当します。

○ マイカー通勤者に対する支給額と消費税の具体例

例) 片道12キロメートルの使用人に通勤手当を月額10,000円支給した場合

支給額	10,000円	
	6,500円	3,500円
所得税	非課税	給与課税
消費税	課税仕入	対象外



マイカー通勤を認める場合の注意点

マイカー通勤を認める場合、自動車事故に伴い、運行供用者責任が発生する事があります。

【運行共用者責任〔自賠法3条〕】

事故を起こした車両の所有者あるいはその車両の運行を支配・管理する権限のあるもの〔運行供用者〕は、事故により人が死亡したり怪我をしたなど、人身傷害についてのみ適用される。

■ 企業の運行共用責任について

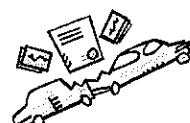
	社有車	業務利用の社員保有車	通勤用の社員保有車
業務中	◎	◎	○
業務中の使用中	◎	◎	△
出退勤中	◎	○	△
完全な私用中	◎	△	×

◎：ほぼ運行共用者責任が認められる。

○：運行共用者責任が認められる可能性が高い。

△：場合によっては、運行共用者責任が認められる。

×：原則として運行共用者責任が否定される。



マイカー通勤についても、場合によっては企業に責任義務が発生する場合もあります。

マイカー通勤を許可する際には、十分な保障の任意保険の加入等、一定の条件を付けることが必要です。また、車両管理規定の整備等も大切なリスク回避となります。

※マイカー通勤に関する税務や規定に関するご質問やご相談がありましたら、当事務所にお問い合わせ下さい。